

お宅の浄化槽は大丈夫!?

10月1日は「浄化槽の日」です

環境課環境保全係 ☎(25) 1147



「合併処理浄化槽」は、微生物の働きを利用して、台所・洗濯・風呂などから出た生活排水をきれいにする装置です。それに対して「単独処理浄化槽」は、トイレの水だけを浄化する装置で、新たに設置することが禁止されています。

水環境をきれいにするために合併処理浄化槽への転換をお願いします

「合併処理浄化槽」は「単独処理浄化槽」に比べ、生活排水の汚れを大幅に少なくすることができず、川や海をきれいにするため、「単独処理浄化槽」や「くみ取り便槽」を設置されている場合は、「合併処理浄化槽」への転換をお願いします。

合併処理浄化槽への転換に対する補助金があります

市では、「単独処理浄化槽」または「くみ取り便槽」から

区 分	内 容	回 数	市内業者 ※掲載希望事業者のみ表示
保守 点検	浄化槽の機能を良好な状態で維持するために、機器類の調整や、消毒剤の補充などを行います。	年3～4回	(株)鳥羽産業 ☎(25) 2807 (有)鳥羽メンテック ☎(26) 2572 マルイ興業(株) ☎(26) 5402
清掃	浄化槽の機能を十分発揮させるために、槽内にたまった汚泥などの引き抜きおよび機器類の洗浄などを行います。	年に1回 全ばつ気方式は6か月に1回以上	(株)鳥羽産業 ☎(25) 2807

「合併処理浄化槽」への転換に対し、補助金を交付しています(新築・建替は対象外)。補助条件などくわしくは、市ホームページをご覧ください。か、環境課へ問い合わせてください。

浄化槽の維持管理は
できていますか?

浄化槽が適正に稼働するには、維持管理を行うことが大切です。保守点検・清掃・法定検査を定期的に実施することが、浄化槽法で義務づけられています。定期検査は、浄化槽の「年1回の健康診断」です。保守点検とは目的・作業内容が異なるため、保守点検を受検していたとしても、法定検査はすべての浄化槽が受検の対象となっています。

区 分	説 明	回 数	検査機関
法定 検査	定期検査 (11条検査)	年1回	一般財団法人 三重県水質検査センター ☎ 059-213-0707
	設置後の 水質検査 (7条検査)	使い始めて 3か月を経過 した日から5 か月以内	

市道森崎村山線 工事に伴う 交通規制のお知らせ

建設課建設係 ☎(25) 1173

市では、下記の日程で市道森崎村山線において道路改良工事を行います。交通規制・騒音などでご不便、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。



工 事 名	(道路工事)令和6年度 市道森崎村山線道路改良工事
	(水道工事)令和6年度 道路改良に伴う市道森崎村山線配水管改良工事
規制期間	9月下旬 ～ 令和7年3月下旬(予定)
規制内容	片側交互通行 および 一時車両通行止
規制時間	午前8時30分～午後5時

工事についての問い合わせ先

受注者	(道路工事)有限会社 中村土木	☎(26) 5286
	(水道工事)株式会社 大進	☎(33) 6129
発注者	(道路工事)鳥羽市役所 建設課	☎(25) 1173
	(水道工事)鳥羽市役所 水道課	☎(26) 2780